

豊能財第 603号
平成27年4月1日

豊能町建設工事入札参加資格登録業者 様

豊能町長 田中 龍一

現場代理人の常駐緩和措置について（お知らせ）

本町の建設工事請負契約では、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、発注者・受注者間の常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられております。（豊能町建設工事請負契約書第10条第2項）

しかしながら、昨今、携帯電話等の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと認められる場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任配置を認めることとします。

つきましては、今後の本町における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 現場代理人に係る緩和措置の主な内容

金額	1件の予定価格が1,000万円未満とする。
工事件数	兼任できる工事件数は、2件までとする
工事の現場範囲	兼任できる工事の範囲は、豊能町管内とする。
条件	<ul style="list-style-type: none">・町又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。・受注者が兼任させようとする現場代理人が、必ずいずれかの工事現場に駐在し、町又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。・指名通知、仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨の表記がないこと。・受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。・既契約工事と兼任する場合、既契約工事の発注者・監督員に兼任することが認められた場合であること。（本町発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関も兼任を認めていることが必要です。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。 ・必要に応じて受注者が兼任させようとする現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。
--	---

2 兼任の手続

現場代理人の兼任を希望する場合、「現場代理人兼任届」を発注者（工事担当課）に提出してください。

（1）同一の発注機関（豊能町）の工事を兼任する場合

- ①現在施工中の工事と新規落札工事の兼任を希望する場合は、現在施工中の工事の監督員と事前に十分調整の上、新規落札工事の契約後、各工事担当課に「現場代理人兼任届」を提出してください。
- ②同時期に落札した二つ以上の新規工事で兼任を希望する場合は、発注担当課と事前に十分調整の上、新規落札工事の契約後、各工事担当課に「現場代理人兼任届」を提出してください。

（2）異なる発注機関（豊能町とその他の発注機関）の工事を兼任する場合

- ①現在施工中の工事と新規落札工事の兼任を希望する場合は、現在施工中の工事の発注機関（以下「兼任元機関」という。）及び新規落札工事の発注機関（以下「兼任先機関」という。）へ事前にその旨報告し、兼任の内諾又は承認を得た上で、新規落札工事の契約後、兼任先及び兼任元両機関へ現場代理人を兼任する旨の届出を行ってください。（豊能町には「現場代理人兼任届」に、町以外の発注機関が兼任を承認していることがわかる書類を添えて提出してください。町以外の発注機関にはその指示に従い、現場代理人を兼任する旨の届出を行ってください。）
- ②同時期に落札した二つ以上の新規工事で兼任を希望する場合は、先に契約した工事の発注機関を兼任元機関、後に契約した工事の発注機関を兼任先機関とし、事前に両機関と十分調整し、上記①に準じて届出等を行ってください。

3 兼任の解除

現場代理人兼任届の内容に虚偽の記載がある場合や連絡・施工体制の不備等、兼任に支障があると認められる場合は、兼任配置の解除を命じることができるものとします。この場合、受注者は専任することができる別の現場代理人を速やかに配置することを求めます。

問い合わせ

豊能町総務部財政課 契約検査室

電話：072-739-3416